

研修会等に関する規程

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下「本会」という）が以下に定める研修会等に関する事項を定めるものである。

(研修会等)

第2条

本会で規定する「研修会等」は、以下のものとする。

- (1) 支部研修会
- (2) 市民公開講座
- (3) 勉強会
- (4) 学術大会
- (5) その他臨時開催等会長が認めたもの

(参加費、受講料、会場整理費等)

第3条

- (1) 支部研修会、市民公開講座、勉強会、学術大会・・・(非会員 1,000円)
- (2) 第3条1項について、会員参加費は500円を基本とするが定めるものではない
- (3) 学生参加費はその都度考慮する
- (4) その他臨時開催等会長が認めたもの・・・状況に応じて会長が決定する

(講師料、講演料等)

第4条

講師料等は以下を原則とする

- (1) 教授・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50,000円
- (2) 准教授・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30,000円
- (3) 技師・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10,000円
- (4) メーカー・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 無料
- (5) 特別の事情、他県の技師、他職能団体などはその都度会長の判断により決定する。

(会計処理)

第5条

会計処理は以下により行う。

- (1) 支部研修会は当該支部により会計処理を行い、本会に提出する。
- (2) その他については全て本会会計処理（講師料、参加費含む）とする。

(規程の改廃)

第6条

本規程の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。